

地 域 第 1 1 9 号  
令 和 3 年 2 月 9 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

警察官連絡所の設置及び管理・運用要綱の一部改正について

警察官連絡所については、「警察官連絡所の設置及び管理・運用要綱」（平成30年2月27日付け青警本地第272号）により運用しているところであるが、このたび、三戸警察署上郷警察官連絡所の廃止等に伴い別添のとおり改正することとしたので、所属職員に周知し、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は廃止する。

記

1 改正の趣旨

三戸警察署上郷警察官連絡所の廃止に伴う所要の修正及び関係書類への押印を見直した。

2 改正点

- (1) 三戸警察署上郷警察官連絡所の廃止に伴い、「連絡所の名称及び位置の記載」及び「別表」を削除した。
- (2) 別記様式第3号（第7関係）の「担当者印」を「担当者」に変更した。

担当 地域課企画係

別添

## 警察官連絡所の設置及び管理・運用要綱

### 第1 趣旨

この要綱は、警察官連絡所（以下「連絡所」という。）の設置及び運用について、必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2 設置

連絡所は、交番又は駐在所を廃止するに当たり、住民の不安感解消と利便性の向上などの必要により設置するものとする。

### 第3 施設等

- 1 連絡所の施設には、廃止された交番及び駐在所の施設を充てるものとする。
- 2 連絡所には交番、駐在所に準じた標札により名称を表示するものとする。
- 3 原則として、連絡所施設には居住しないものとする。
- 4 赤色灯について、連絡所として運用する間は、運用を継続するものとする。
- 5 原則として、警察電話、一般加入電話ともに運用しないものとする。

### 第4 設置及び廃止の手続き

警察署長（以下「署長」という。）は、連絡所を新設又は廃止しようとするときは、「警察官連絡所設置承認申請書」（別記様式第1号）又は「警察官連絡所廃止承認申請書」（別記様式第2号）により、警察本部長に申請するものとする。

### 第5 連絡所の管理・運用

#### 1 連絡所の管理

署長は、連絡所の適正な管理に当たるものとする。

#### 2 連絡所の運用

署長は、管轄する交番及び駐在所勤務員（以下「所管区員」という。）をはじめ全署員に対し、連絡所の設置目的等必要な指導を行い、連絡所の効果的な運用に努めるものとする。

#### 3 活動内容

##### (1) 立ち寄った際の活動

##### ア 所管区員の活動

- (ア) 立番、見張り
- (イ) 連絡所付近における街頭監視
- (ウ) 連絡所を拠点としての徒歩警ら、巡回連絡

##### イ 自動車警ら係員の活動

- (ア) 駐留警戒
- (イ) ミニ検問
- (ウ) 連絡所での一時的な待機

##### (2) その他の活動

- ア 連絡所を拠点とした移動交番の開設
- イ 連絡所を拠点としての交通取締り
- ウ 連絡所を拠点としたボランティアとの連携活動
- エ その他警察活動上必要と認められる活動

## 第6 警察官の任務

### 1 所管区員の任務

- (1) 警ら、巡回連絡等で連絡所付近に赴いた際は、積極的に立ち寄り、一時的に交番等の勤務に準じた在所、警戒活動を実施するなど効果的な運用を図ること。
- (2) 連絡所において願い届け等の連絡を受けたときは、速やかに処理すること。
- (3) 連絡所を拠点として地域ボランティア等との連携活動を行うこと。

### 2 自動車警ら係の任務

警らの際は、積極的に立ち寄り、駐留警戒を行うなど効果的な運用を図ること。

## 第7 運用状況の管理

連絡所を運用する警察署の地域課に「警察官連絡所運用簿」（別記様式第3号）を備付け、連絡所を拠点とした活動等を実施した場合は、同運用簿にその概要を記録するものとする。

よって、連絡所を拠点とした活動等を実施した場合は、確実に警察署地域課に報告させること。

## 第8 その他

この要綱に定めるもののほか、連絡所の運用に関し必要な事項は、別に定める。

別記様式第1号（第4関係）

生	02	01	5年
---	----	----	----

年 月 日

青森県警察本部長 殿

警察署長

警察官連絡所設置承認申請書

警察官連絡所の名称	(※ 警察本部で記入)
廃止前の交番・駐在所	
廃止（予定）年月日	
設 置 場 所 （土地の所有者）	（ 所有）
管轄交番・駐在所	
設置を必要とする理由	
本署との距離	Km
管轄交番等との距離	Km
担 当 者	警電（ ）
備 考	

別記様式第2号（第4関係）

生	02	01	5年
---	----	----	----

年 月 日

青森県警察本部長 殿

警察署長

警察官連絡所廃止承認申請書

警察官連絡所名	
廃止する理由	
備 考	

